



# 『富士山賃貸ESTA』 ⇒ 『弥生会計』連動マニュアル

『富士山賃貸ESTA』の仕訳データは『弥生会計10シリーズ』以降のバージョンで  
取込可能です。

※以下『弥生会計』と表記

## 当マニュアル構成

- |    |                        |        |
|----|------------------------|--------|
| 1. | ＜仕訳データ作成＞「消費税処理：税込」で作成 | … P. 2 |
| 2. | ＜仕訳データ作成＞「消費税処理：税抜」で作成 | … P. 3 |
| 3. | 『弥生会計』への仕訳データ取込方法      | … P. 4 |
| 4. | 連動上の注意                 | … P. 6 |

# 1

## <仕訳データ作成>「消費税処理：税込」で作成

<仕訳データ作成>-「消費税処理：税込」設定で仕訳を作成した場合、以下のような特徴があります。

### 1 前受賃貸料 及び 前受金 の計上仕訳について

前受賃貸料 及び 前受金 の計上仕訳は

- 1：入金日付で、家賃収入（または預り金等）として計上します。
- 2：決算仕訳として家賃収入（または預り金等）を相殺し、前受賃貸料（または預り金等）仕訳を作成します。

例) 平成30年1月分（事業期間：平成30年1月1日～平成30年12月31日 計上分）を平成29年12月5日に入金された場合。

事業期間：平成29年1月1日～平成29年12月31日 では以下の様に処理します。

- 1：平成29年12月5日 現金・預金 / 家賃収入（預り金）
- 2：平成29年12月31日 家賃収入（預り金） / 前受賃貸料（前受金）  
（↑決算日付）

### 2 前受賃貸料 及び 前受金 の相殺仕訳について

前受賃貸料 及び 前受金 の相殺仕訳は、決算仕訳として作成されます。

例) 平成30年1月分（事業期間：平成30年1月1日～平成30年12月31日 計上分）を平成29年12月5日に入金された場合。

事業期間：平成30年1月1日～平成30年12月31日では決算日付で相殺仕訳が発生します。

- 平成30年12月31日 前受賃貸料（前受金） / 家賃収入（預り金）  
（↑決算日付）

### 3 未収賃貸料 及び 未収金 の計上仕訳について

未収賃貸料 及び 未収金 の計上仕訳は、決算仕訳として作成されます。

例) 平成30年12月分（事業期間：平成30年1月1日～平成30年12月31日 計上分）が入金されなかった場合。

事業期間：平成30年1月1日～平成30年12月31日では決算日付で未収計上仕訳が発生します。

- 平成30年12月31日 未収賃貸料（未収金） / 家賃収入（預り金）  
（↑決算日付）

## 2

## <仕訳データ作成>「消費税処理：税抜」で作成

<仕訳データ作成>-「消費税処理：税抜」設定で仕訳を作成した場合、以下のような特徴があります。

### 1 未収賃貸料 及び 未収金 の計上 毎月の家賃入金の計上 について

未収賃貸料 及び 未収金 の計上仕訳は、各月の初日に計上されます。  
また、毎月の家賃入金等は、未収賃貸料（または未収金）の相殺という形を取ります。

例) 平成30年2月分として、家賃：10万円の請求額が設定されている。  
平成30年2月27日付で入金処理された。

平成30年2月1日 未収賃貸料（未収金） / 家賃収入（預り金）

平成30年2月27日 現金・預金 / 未収賃貸料（未収金）

### 2 前受賃貸料 及び 前受金 の計上仕訳について

前受賃貸料 及び 前受金 の計上仕訳は入金日付で作成されます。

例) 平成30年1月分（事業期間：平成30年1月1日～平成30年12月31日 計上分）を  
平成29年12月5日で入金された場合。

事業期間：平成29年1月1日～平成29年12月31日 では以下の様に処理します。

平成29年12月5日 現金・預金 / 前受賃貸料（前受金）

### 3 前受賃貸料 及び 前受金 の相殺仕訳について

前受賃貸料 及び 前受金 の相殺仕訳は、決算仕訳として作成されます。  
ただし「1」の通り、各月の初日に未収賃貸料 及び 未収金 の計上をおこなうため  
未収賃貸料(または未収金)と相殺 となります。

例) 平成30年1月分（事業期間：平成30年1月1日～平成30年12月31日 計上分）を  
平成29年12月5日で入金された場合。

事業期間：平成30年1月1日～平成30年12月31日では決算日付で相殺仕訳が発生します。

平成30年12月31日 前受賃貸料（前受金） / 未収賃貸料（未収金）  
(↑決算日付)

## 3

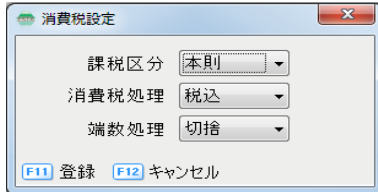
## 『弥生会計』への仕訳データ取込方法

『富士山賃貸ESTA』-<仕訳データ作成>での仕訳データ作成方法から『弥生会計』での仕訳データ取込方法は以下の手順で行います。

## 『富士山賃貸ESTA』での手順

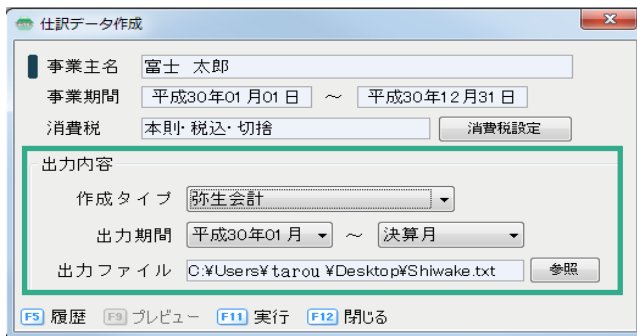
## 1 &lt;仕訳データ作成&gt;-「消費税設定」で、消費税の設定を行います。

『弥生会計』の消費税設定と同一となる様に設定してください。



## 2 「作成タイプ」-【弥生会計】と設定します。

「出力期間」および「出力ファイル（出力先/出力名称）」は任意に設定します。



## 3 [F 1 1 : 実行] をクリックし、仕訳作成を実行します。

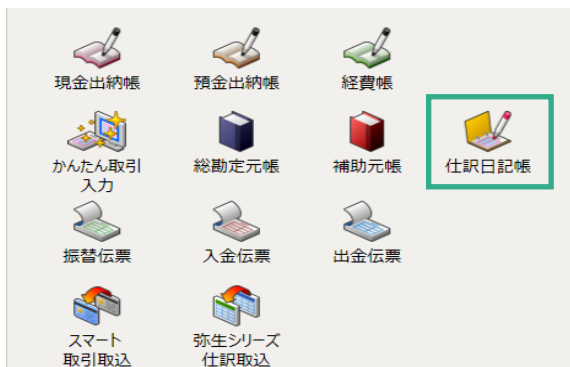
## 『弥生会計』での手順

※『弥生会計』の操作方法は『弥生会計』のマニュアル等でご確認ください。

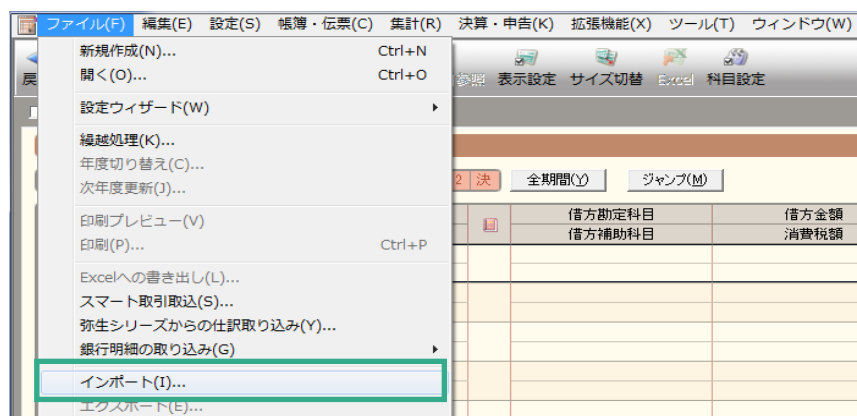
## 1 『弥生会計』の消費税設定を確認します。

『弥生会計』と『富士山賃貸ESTA』の消費税設定が一致していることを確認してください。

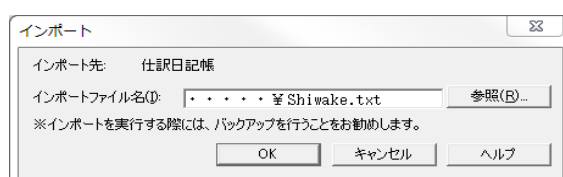
## 2 【仕訳日記帳】を開きます。



## 3 【ファイル】 - 【インポート】 を選択します。

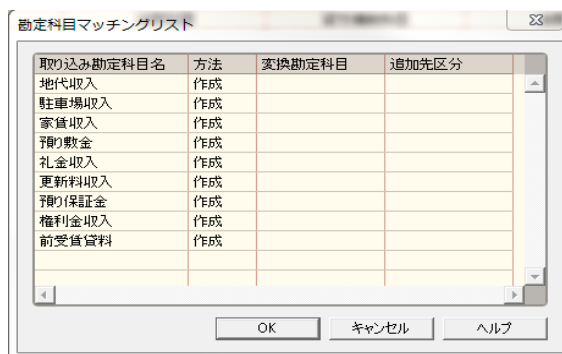


## 4 『富士山賃貸ESTA』で作成した仕訳データを指定し、【OK】で取込ます。



## &lt;マッチングリスト&gt;が表示された場合

『富士山賃貸ESTA』で作成した仕訳データの中に『弥生会計』で未設定の勘定科目等があった場合に<マッチングリスト>が表示されます。<マッチングリスト>内で必要な処理を行い、取込を続行してください。



## 5 【仕訳日記帳】に取り込んだ仕訳データが表示されます。

決算	行先1	行先2	日付	タイプ	借方勘定科目	借方金額	貸方勘定科目	貸方金額	借方区分	摘要	貸方区分
決算			12/31	500	未収賃貸料	10,000	家賃収入	10,000	債権 請求 1430/12 共益費	キャトルセゾン 102	非課税上
決算			12/31	501	キャトルセゾン 駐車場収入	9,720	キャトルセゾン 前受賃貸料	9,720	債権 請求 1431/01 駐車場代 借/キャッシング 4	防犯不備	

『富士山賃貸ESTA』から取り込んだ仕訳データには、【付箋1】【付箋2】に“5”の付箋を付けています。

『富士山賃貸ESTA』から取り込んだ仕訳データを検索する場合等にご活用ください。

# 4 連 動 上 の 注 意

『富士山賃貸ESTA』と『弥生会計』を連動する際は以下の内容にご注意ください。

## 「摘要」の文字数について

仕訳の「摘要」として出力される文字数は、各項目によって変化します。以下を参考に『富士山賃貸ESTA』の文字数を任意に変更してください。

項目	桁数	サンプル
摘要名	全角 5文字	家賃・敷金
物件略称名	全角 10文字	緑マンション
区画名	全角 4文字	101
借主名	全角 10文字	富士 花子
月分	全角 6文字	H30/01

## 「伝票No」は使用しない

『弥生会計』の設定として、「伝票Noを使用しない」ことをおすすめしています。『富士山賃貸ESTA』で訂正した伝票が、すでに『弥生会計』に取り込まれている場合、『弥生会計』で該当仕訳を削除してから再取込をおこなう必要があります。「伝票No」を使用していると、削除した仕訳の「伝票No」が削除されます。この状態で、『弥生会計』の仕訳入力や『富士山賃貸ESTA』の仕訳データ取込を繰り返すと【実際の仕訳数】と【伝票No】でずれが発生する可能性があるためです。「伝票No」を使用しない設定は以下の通りです。

- 1 【設定】 - 【帳票・伝票設定】を開きます。
- 2 「伝票No」タブの「伝票Noを使用する」のチェックを外します。

